

## 現場説明書（技術的事項）

工事名 福山市立桜丘小学校北棟校舎他階段室シャッター改修工事  
(●印を適用)

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」  
第9条第1項に規定する対象工事  
 ○ 該当する       ● 該当しない
2. 別途工事  
電気設備工事
3. 現場の状況  
設計図のとおり
4. 留意事項
  - ① 本工事受注者は、地元企業・地場製品の活用に努めてください。
  - ② 工事中は学校運営と同時使用となるため、仮囲い等を設置し、事故の無いよう十分注意してください。
  - ③ 工事期間中は、周辺地域、児童、職員及び第三者の安全に細心の注意を払い、危険の無いよう対策を講じてください。構内管理については学校管理者との協議、調整を十分に行ってください。
  - ④ 工事車両の出入り口と児童・学校関係者の出入り口が重複するため、大型車等の出入りには必要に応じて交通誘導員を配置し、安全管理に努めてください。
  - ⑤ 工事関係車両の駐車場は、学校管理者と協議が必要です。
  - ⑥ 騒音・粉塵が発生する作業は、学校管理者と事前協議が必要です。
  - ⑦ この工事は、建設リサイクル法の対象工事には該当しませんが、特定建設資材の再資源化に努めるとともに、産業廃棄物は適切に処理してください。
  - ⑧ 実施工程表を契約後14日以内に提出するとともに、速やかに承認図、施工計画書等の承諾を受けてください。
  - ⑨ 別途工事施工業者と調整が必要です。
  - ⑩ 作業時間は、原則午前8時から午後5時までとし、通学時間帯を考慮してください。
  - ⑪ 日曜日及び祝日に作業を行わないでください。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

# 福山市立桜丘小学校北棟校舎他階段室シャッター改修工事

工事名	福山市立桜丘小学校北棟校舎他階段室シャッター改修工事	福山市教育委員会事務局管理部施設課	図面NO.
図面名称	表紙・目次	2025年5月	主務 課員 次長 課長補佐 施設課長 部長 1

# 福山市シャッターアドミン改修工事特記仕様書

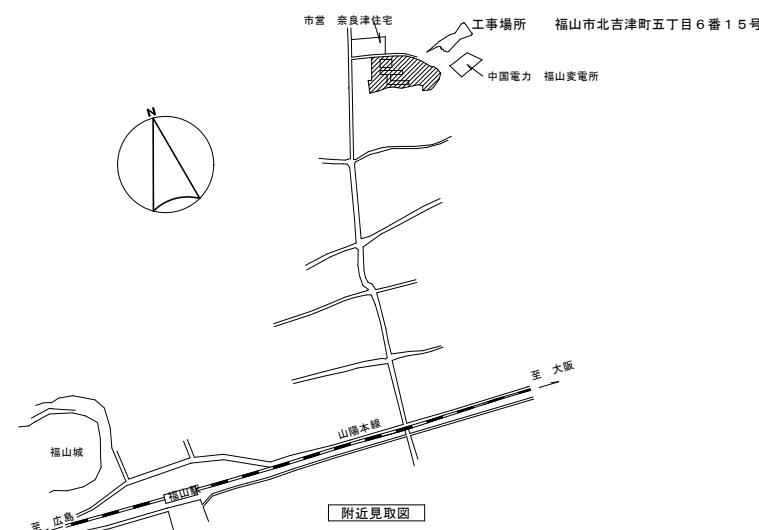
工事概要	
1. 工事名称	福山市立桜丘小学校北棟校舎他階段室シャッターアドミン改修工事
2. 工事場所	福山市北吉津町五丁目6番15号
3. 構造規模	
4. 工事種目	シャッターアドミン改修 建具改修
5. 別途工事	電気設備工事
※本工事の工期は工事検査期間として14日を含んでいる。	
※契約締結後4日以内に実施工程表を提出する。	
※本工事は、法定外の労災保険を見込んでいる。	

## II 建築工事仕様

1. 共通仕様 (最新版)	
前面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官房工務課監修、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改修標準仕様書」という。)による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官房工務課監修、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「建築標準仕様書」という。)による。また、石綿含有建材の除去及び処理については、国土交通省大臣官房官房工務課監修、建築物解体工事共通仕様書 令和4年版(以下「解体工事共通仕様書」という。)による。	
(1) 官公署手続	受注者は関係官公署への必要な手続きを行なう。(官公署手続きは監督員の承諾後とする。)
(2) 地元企業の活用	受注者は、地元企業及び地場製品の積極的な活用に努める。
(3) 犯罪に対する協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。
2. 特記仕様	
(1) 章、項目は番号に○印のついたものを適用する。	
(2) 特記事項は○印のついたものを適用する。	
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。	
○印と※印のついた場合は共に適用する。	
(3) 特記事項に記載の「改修標準仕様書」、( )内表示番号は、「建築標準仕様書」、< >内表示番号は、「解体工事共通仕様書」、( )内表示番号は、「当該項目、当該図又は当該表を示す。	
(4) 材料および製造所等の記載順序は不同である。	

章	項目	特記事項
①	① 通用基準等	・ 公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年度版) ○建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官房工務課監修監修(令和4年版) ○建設工事公共災害防止対策要綱(建築工事編)建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修 ○建設工事安全施工技術指針 建設大臣官房官房工務課監修課長通達 ・ 県産木材の利用促進に関する指針
一般共通事項	② 監理(主任)技術者	受注者は、監理技術者及び主任技術者を建設業法により定め、工事現場において工事名、工期、写真、所属会社名及び証明印の入った名札を用意する。
③	電気保安技術者	※ 配置する ・ 配置しない
④	施工管理	受注者は施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。 ※ 施工体制台帳(建設業法等に従って作成し、写しを提出する。) ※ 施工体系図(建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。)
⑤	工事実績情報の登録	※受注者は、次表に従い、工事実績情報を登録する。 登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受けたのちに、次表の期間内に登録申請を行う。 ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉店日を除く。
⑥	発生料の処理	・ 引渡しを要するもの ( ) ・ 現場において再利用を図るもの ( ) ※ 再資源化を図るもの ・ アスファルトコンクリート ・ コンクリート ・ 木材 ・ コンクリート及び鉄筋からなる建設資材 ※上記以外のものはすべて構内搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理する。 ※建設副産物情報交換システム(COBRI S)(財)日本建設情報総合センター 本工事は登録対象工事そのため、受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの登録を行なうものとする。 また、建設リサイクル法に規定する建設資材を搬入(搬出)する場合は、次表により計画書(実施書)を提出する。なお、これにより難い場合は、監督員と協議する。
⑦	工事及び完成写真	施工計画時 工事完了時 搬入 再生資源利用計画書 再生資源利用実施書 搬出 再生資源利用促進計画書 再生資源利用促進実施書  ※本工事で生産する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物立壁税が課税される。なお、本工事では広島県産業廃棄物立壁税相当額を含んでいる。
⑧	完成時の提出図書	着手前・工事中写真 ※ A4判印刷、若しくはA4判真縁 完成時写真 ※ アルバム(A4判程度) ○ 写真帳(検査後14日以内に提出する。) 原版の提出 ※ する (※ 完成時のみ 全て) ○ しない (電子データ形式等は、監督員の指示による。)  速やかに次の図書を提出する。 ○竣工図 (※ 完成図 承認図 施工図) ・ A3判を2つ折りにして製作 1部 ○竣工図電子データ(竣工図電子データ作成要領による。) 一式 ○ CADデータ(媒体(CD-R等)、データ形式等は監督員の指示による。) 1部 ・ 保全に関する資料 部

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
⑨	別契約の関連工事との調整等 [1.1.7] [2.2.1]	関連工事との調整 ※ 別契約の関連工事は受注者が足場などを使用する場合は無償とする。 ※ 別契約の関連工事は工事を始めた総合的な打合せを定期的に行い、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに円滑な施工に努める。	⑩	施工中の安全確保 [1.3.7]	・ 労働衛生法に基づく指名 ・ 本工事は、交通誘導員として人を見込んでいる。 交通誘導員の配置については、実施伝票(原本)および配置状況のわかる立会い写真の撮影を行い、監督員に提出する。	⑪	騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械を使用し、環境対策に努める。
⑫	環境への配慮 [1.4.1]	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保湿材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ材等は、アセトアルデヒド及びマレイン酸を発散しない又は発散が極めて少ない材質で、設計図書に規定する「ホルムアルdehyドの放散量」の部分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤及び可塑剤(フタル酸ジ-n-ペチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含むしない物)揮発性の可塑剤を含む)が追加されない材料を使用する。 (4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、収納台、その他の内装機器等は、ホルムアルdehyド、アセトアルdehyド及びマレイン酸を発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。						
⑬	材料の品質等 [1.4.2]	また、設計図書に規定する「ホルムアルdehyドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の(1)又は(2)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の(3)又は(4)に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルdehyド発散建築材料等の外の材料 ②建築基準法施行令第20条の第7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第三種ホルムアルdehyド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の第7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境汚染等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき制定された「環境汚染物質等の規制等に関する法律」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。						
⑭	石綿含有建材の調査 [1.5.1]	測定対象室及び測定箇所数は図示による。 測定時期、測定対象物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は図示による。 測定結果は、監督員に報告する。	⑮	施工数量調査 [1.6.2]	測定対象室及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官房工務課監修の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。 完成後外部から検査、確認する事が出来なくなる部分、及びその他監督員が指示する箇所は、適切に写真等を整備するものとする。			
⑯	調査のための破壊部分の補修 [1.6.3]	工事中写真等 情報共有システム (5) 製造業者等に関する資料の提出を定める材料 床型枠及製テイキフレート オーバーヘッドドア 鉄骨柱下無收縮カルタール 防水剤 無收縮グロウト材 現場充満断熱材 乾式保護材 フリーアクセスフロア 既謹合付地材 可動脚ナット 既謹合付カルタール 移動脚ナット ルーフドレン トイレス 吸水調節材 天井点検口 鏡頭前 床点検口 クロナープ 緩和シーリング 自動扉機器 屋上緑化システム 自閉式吊り戸引機器 トップライト 重量シャッター ポリマーセメントモルタル 軽量シャッター 鏡鉄製ふた 調査 ※ 石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料(既存図面、7M×1分析結果報告書等) ・ 分析による石綿含有建材の調査、分析対象(アクリノリート、アモサイト、アンソリサイト、クリソナイト、クロシドライト、トレモライト) ・ 分析方法(定性) JIS A 1481-1 採取箇所 図示 調査範囲 ※ 外壁(庇、笠木共) 図示 調査方法 ※ テストハンマーによる打診及び目視 図示 外壁調査は、外壁改修フローに応じる外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び漏れの有無についての位置並びに数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。調査結果により、適切な工法を選定し報告すること。また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督員に提出する。(必要に応じ写真を添付する)	⑰	音響・粉じん等の対策 [2.1.3]	上記の対策 防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲 ※ 工事に必要な範囲			
⑱	既謹合付地材の調査 [2.2.1]	※ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づき足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行工法足場方式により行う。 内部足場 ○設置する(※ 脚立、足場板等) 設置しない 材料、撤去等の運搬方法 A種 B種 C種 D種 E種	⑲	監督員事務所 [2.4.1]	・ 設ける( m程度) ○設けない ・ 備品等( )			
⑲	受注者事務所等 [2.4.1]	○敷地内へ建てることができる 構内既存の施設 有償で利用できる(副メーター設置等) ○無償で利用できる 利用できない	⑳	工事用電力 [2.4.1]	構内既存の施設 有償で利用できる(副メーター設置等) ○無償で利用できる 利用できない			
⑳	安全対策 [2.4.1]	○敷地内への搬入が可能である 構内既存の施設 有償で利用できる(副メーター設置等) ○無償で利用できる 利用できない	㉑	改修工法 [5.1.3]	○回示による。			
㉑	建具改修工事 [5.1.4]	○適用する 指定箇所(※ 建具表による ) 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と煙感知器との連動 ※連動させる 適用箇所(※建具表による )	㉒	重量シャッター [5.11.2]	シャッターの種類 ○屋内用防火シャッター ○防煙シャッター 開閉方式の種類 ※ 電動式(手動併用) ○手動式 スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ※ 図示による			
㉓	工事名	福山市立桜丘小学校北棟校舎他階段室シャッターアドミン改修工事	㉔	図面名称	特記仕様書			
㉕	図面NO.		㉖	特記仕様書	2025年5月			

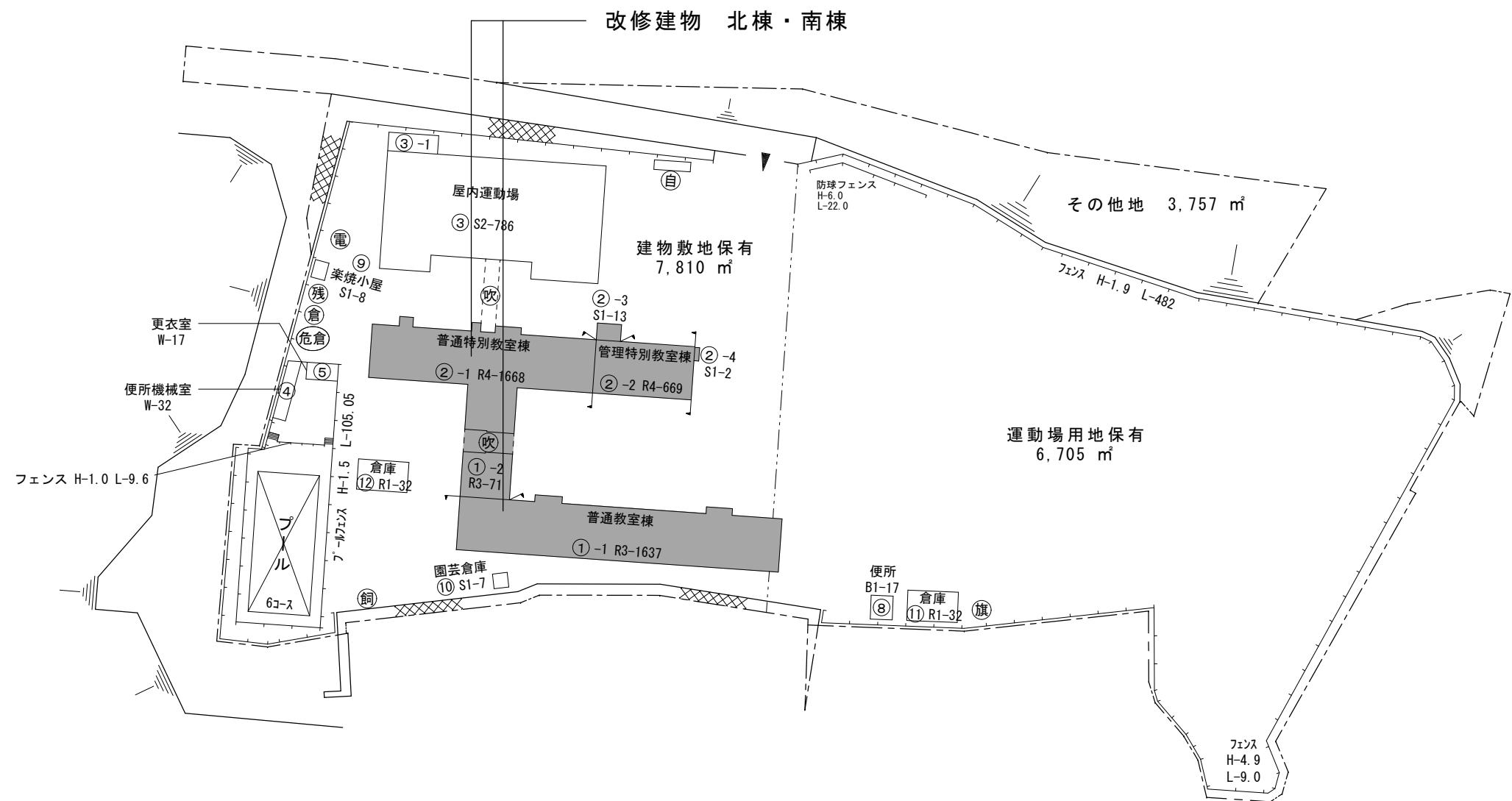


建築物の概要	
名 称	福山市立桜丘小学校南棟校舎
新築工事の着工日	1973年4月1日
住 所	北吉津町五丁目6番15号
耐 火	<input checked="" type="radio"/> 耐火 <input type="radio"/> 準耐火 <input type="radio"/> その他
構 造	<input type="radio"/> 木造 <input checked="" type="radio"/> RC造 <input type="radio"/> S造 <input type="radio"/> その他
延べ面積	1,708 m <sup>2</sup>
階 数	地上3階、地下1階
解体の作業の対象となる床面積の合計	m <sup>2</sup>

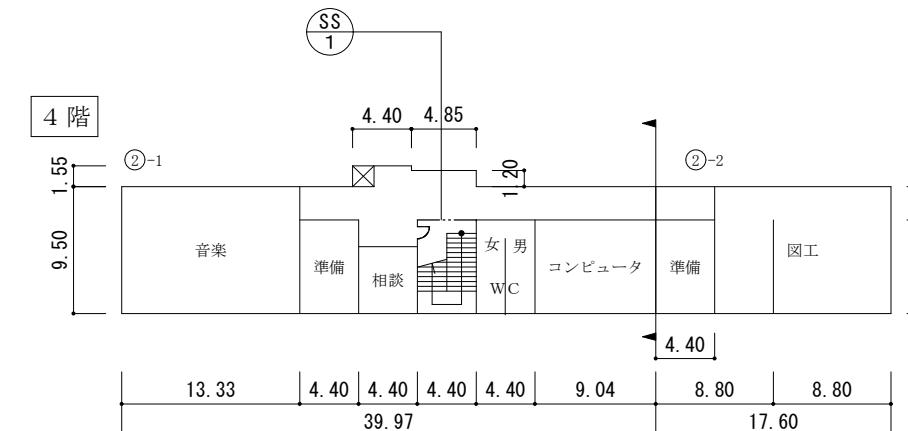
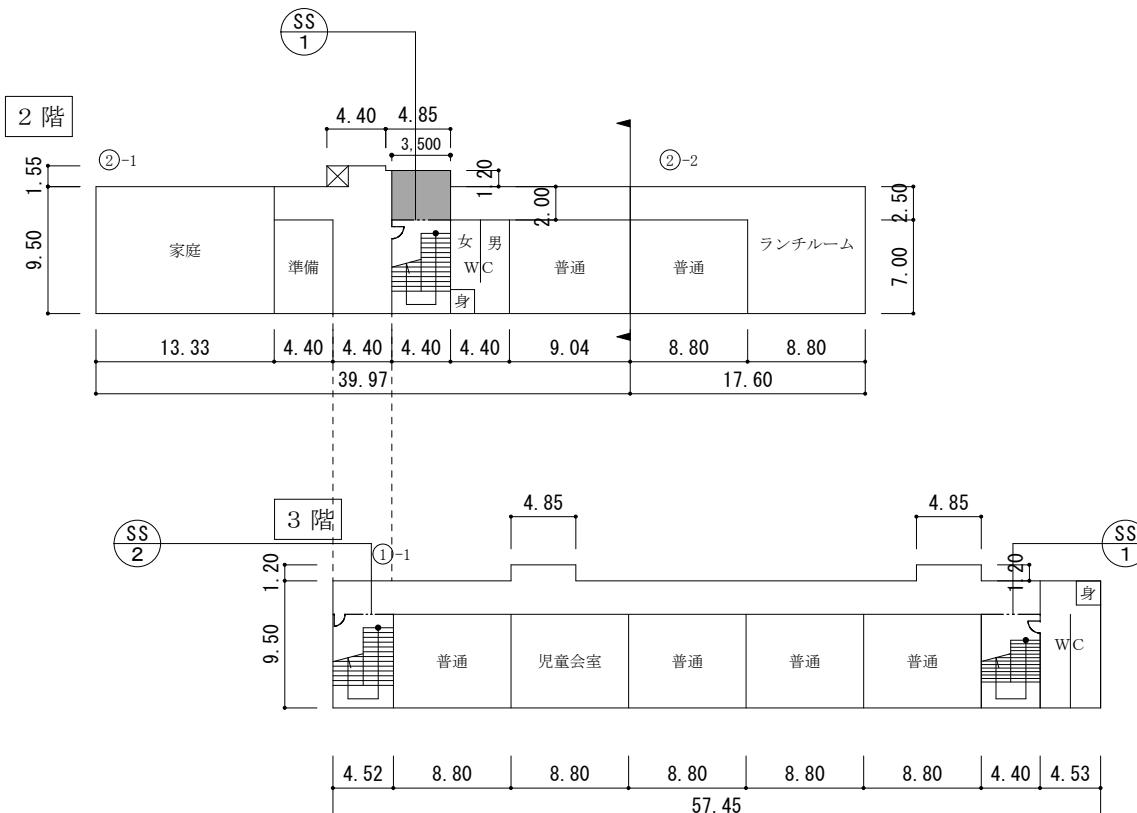
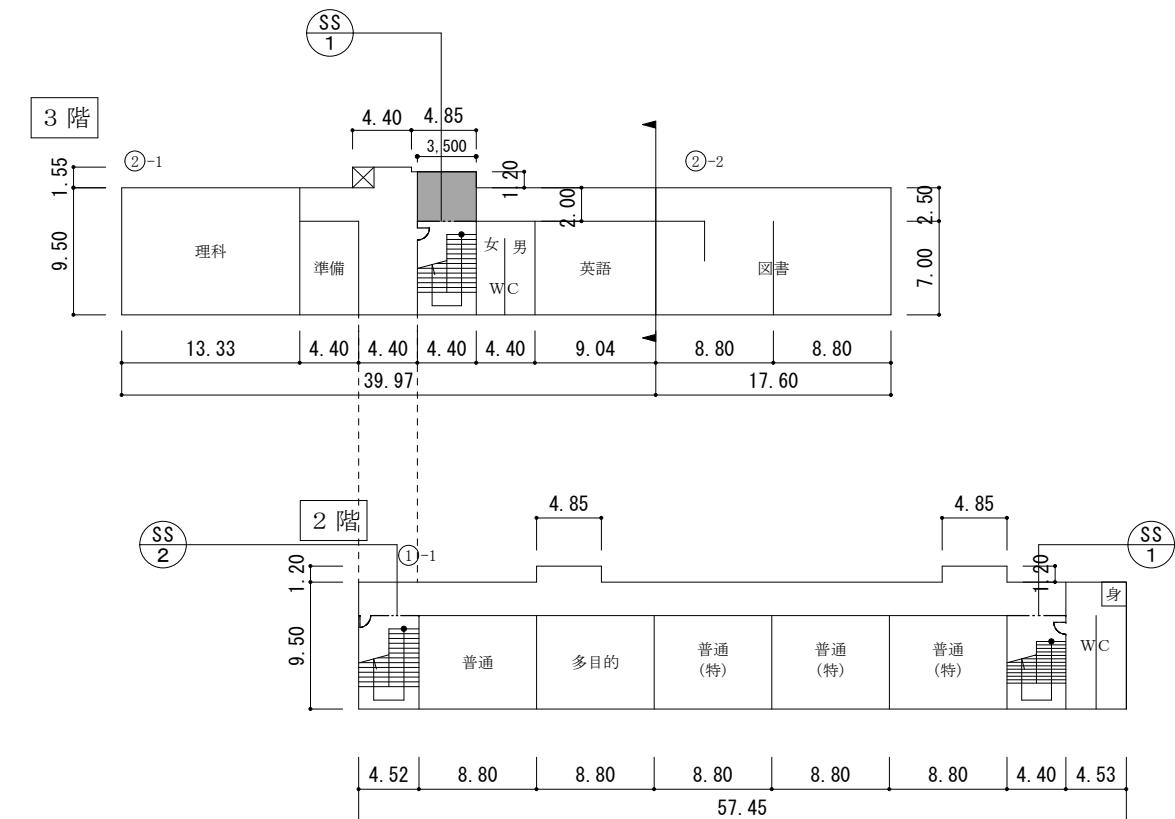
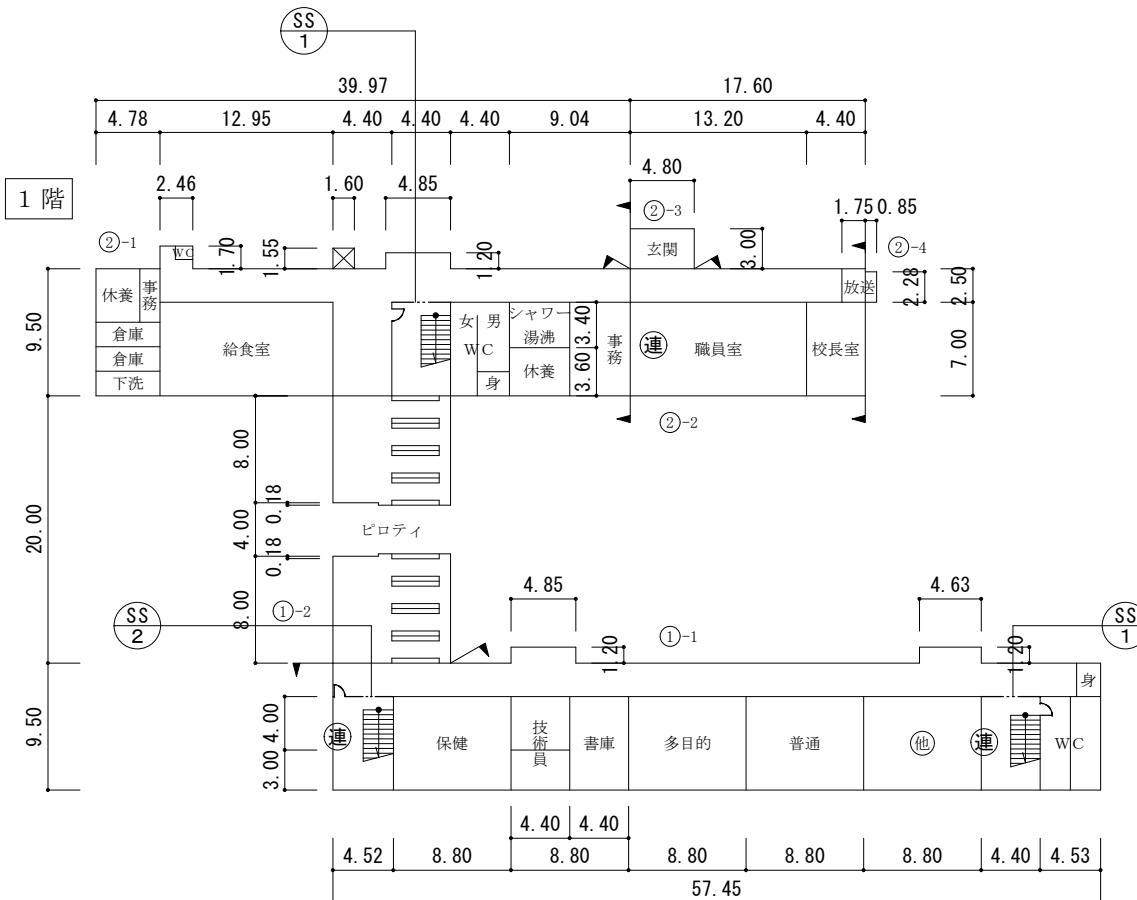
建築物の概要	
名 称	福山市立桜丘小学校北棟校舎
新築工事の着工日	1973年4月1日
住 所	北吉津町五丁目6番15号
耐 火	<input checked="" type="radio"/> 耐火 <input type="radio"/> 準耐火 <input type="radio"/> その他
構 造	<input type="radio"/> 木造 <input checked="" type="radio"/> RC造 <input type="radio"/> S造 <input type="radio"/> その他
延べ面積	2,213 m <sup>2</sup>
階 数	地上4階、地下1階
解体の作業の対象となる床面積の合計	m <sup>2</sup>

#### 工事内容

- 天井一部撤去(下地共)
- 既存シャッタ-撤去(レール・マガサ共)
- 既存巻上BOX撤去
- 新規防火シャッタ-取付(レール、マガサ、取付用アンカ-打ち、耐火シーリング含む)
- 柱、下り壁上裏EP-G塗り、天井復旧
- 天井点検口設置
- 床・幅木・廻縁等、各取合い補修
- 施工時以外は適切な養生をすること。

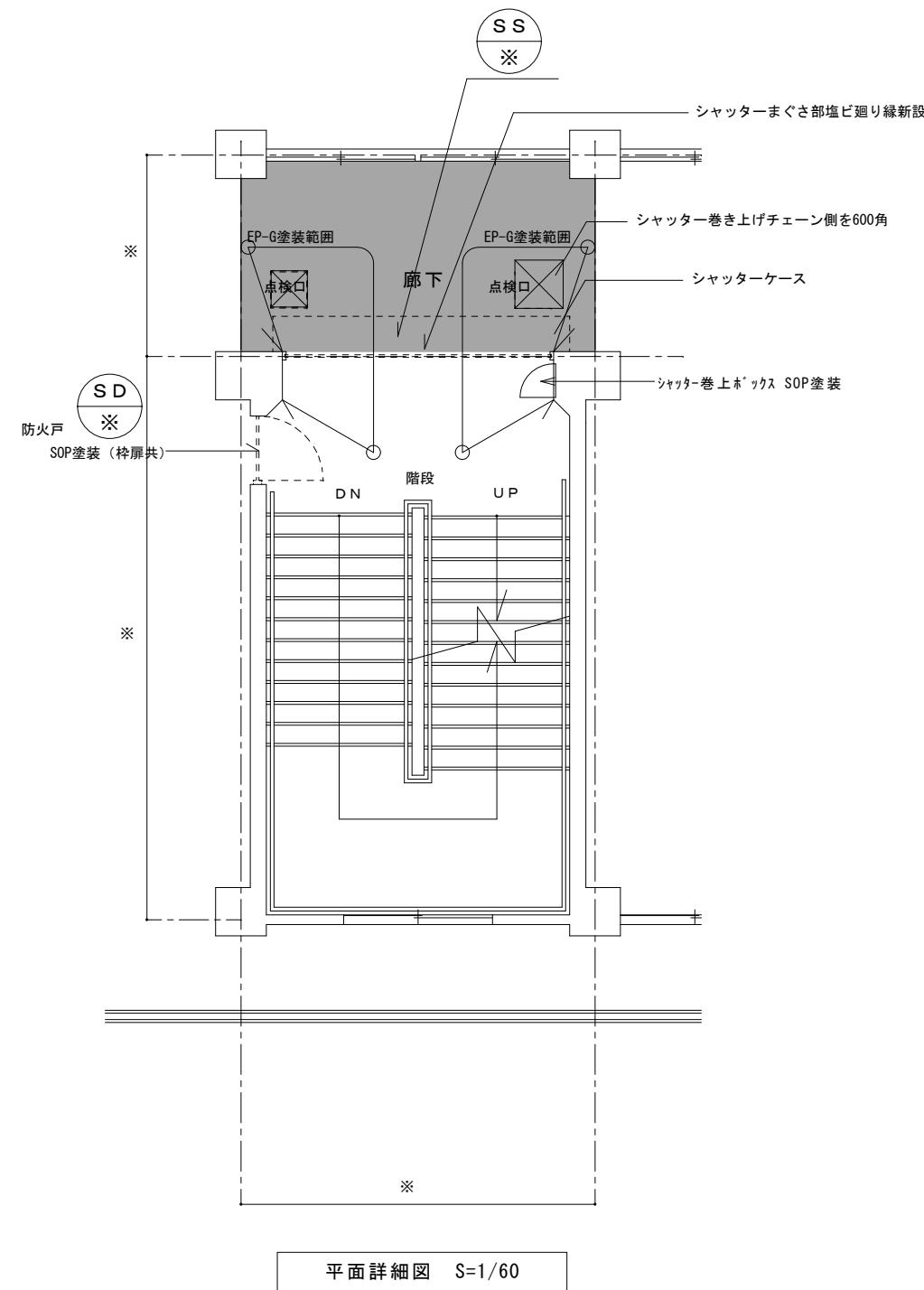


工 事 名	福山市立桜丘小学校北棟校舎他階段室シャッター改修工事	福山市教育委員会事務局管理部施設課
図面名称	付近見取り図・配置図	2025年5月



A2 : 100%  
A3 : 71%

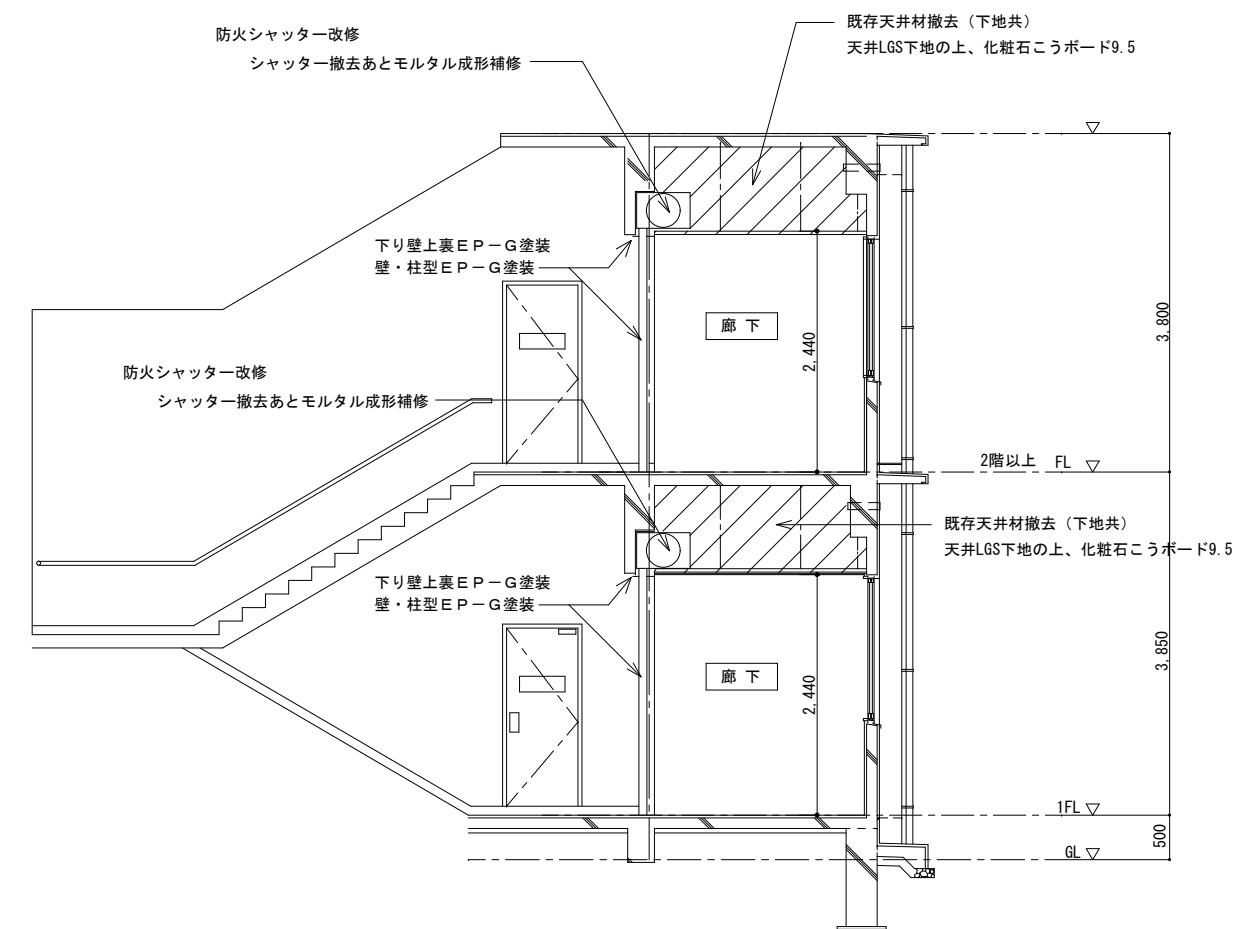
工事名	福山市立桜丘小学校北棟校舎他階段室シャッター改修工事			福山市教育委員会事務局管理部施設課
図面名称	各階平面図			2025年5月



天井改修部分を示す。  
既存天井材（下地共）撤去後、  
天井LGS下地（19型）の上、化粧石こうボード9.5  
シャッターまぐさ部塗ビ廻り縁新設、木廻り縁既存のまま  
シャッター取付部下り壁上裏EP-G塗装



※ : 平面図寸法、建具番号による。



A2: 100%  
A3: 71%

図面 N.O.

工事名	福山市立桜丘小学校北棟校舎他階段室シャッター改修工事		福山市教育委員会事務局管理部施設課
図面名称	平面詳細図・断面詳細図（参考図）	2025年5月	

建具表 縮尺 1:50																			
建具符号及び寸法		SS 1	W3,310 x H2,400				SS 2	W3,650 x H2,520				SD 1							
姿 図 縮尺1:50																			
型 式		手動式防火・防煙シャッター				手動式防火・防煙シャッター				防火片開き両面フッシャ戸									
数 量		2				0				10									
スラット		スチール (溶融亜鉛メッキ鋼板素地) t=1.6				スチール (溶融亜鉛メッキ鋼板素地) t=1.6				-									
ガイドレール		スチール				スチール				-									
付属金物		付属金物一式 スチールまぐさ スチールシャッターBOX 手動閉鎖装置、機械式危害防止装置				付属金物一式 スチールまぐさ スチールシャッターBOX 手動閉鎖装置、機械式危害防止装置													
部位及び改修詳細	記号	棟名	場所	階数	ガイドレール	改修内容	記号	棟名	場所	階数	ガイドレール	改修内容	記号	棟名	場所	階数	改修内容		
	1	北棟	—	1階	—	—	2	南棟	西側	1階	—	—	1	北棟	共通	共通	建具調整		
	1	北棟	—	2階	カバー工法	新規取替 (カバー工法)	2	南棟	西側	2階	—	—	1	南棟	共通	共通	建具調整		
	1	北棟	—	3階	カバー工法	新規取替 (カバー工法)	2	南棟	西側	3階	—	—							
	1	北棟	—	4階	—	—													
	1	南棟	東側	1階	—	—													
	1	南棟	東側	2階	—	—													
	1	南棟	東側	3階	—	—													
ガイドレール改修方法 ハツリ・埋込み・・・既存レール撤去、モルタル撤去 (カッタ-入れ共)、 モルタル埋め戻し カバー工法・・・既存レール存置の上、レール取り付け 既存取合い部、SUS曲げ金物、隙間耐火シーリング打ち		ガイドレール改修方法 ハツリ・埋込み・・・既存レール撤去、モルタル撤去 (カッタ-入れ共)、 モルタル埋め戻し カバー工法・・・既存レール存置の上、レール取り付け 既存取合い部、SUS曲げ金物、隙間耐火シーリング打ち																	
備 考		ガイドレール・シャッターボックス・まぐさ・防火扉・戸袋等見え掛り部はSOP塗装とする。 巻き上げ部、吊下げチェーンとする。 天井裏等、適切に防火区画すること。 手動閉鎖装置は、H=2,000程度とする。 作動確認を全箇所行うこと。 天井点検口 450×450 と 600×600 を各 1 個/箇所とする。巻き上げチェーンの位置を確認すること。 既存シャッター巻上げボックスの扉は固定し、塗装する。ビス跡は、ビス留めにより穴をふさぐこと。 手動閉鎖装置の見える位置に『メーカー名』・『設置日(工期末日)』を記載すること。 ※シャッター等の寸法は、現地で計測・施工図を作成し、監督員の承認を受ける。		※防火扉は閉閉調整すること。 ※ドアクローザー取替とする(計0か所) ※「非常口」表示プレート(アクリル)取替とする															

# 参考数量書

§ 工事名称 福山市立桜丘小学校北棟校舎他階段室シャッター改修工事

§ 工事場所 福山市北吉津町五丁目6番15号

## 特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款1条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事積算研究会制定)

## 設 計 書

工事名称 福山市立桜丘小学校北棟校舎他階段室シャッター改修工事  
工事場所 福山市北吉津町五丁目6番15号

【工事概要】  
シャッター改修・・・一式

【別途工事】  
電気設備工事 ・・・一式





## 直 接 工 事 費 種目別内訳

3

### 直 接 工 事 費 科目別内訳

4

## 直 接 工 事 費 中科目別内訳

5

シャッター改修工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 頓	備 考
直接仮設工事	直接仮設	1	式		
計					
建具改修工事	金製建具工事	1	式		
計					
内装改修工事	内装工事	1	式		
計					
塗装改修工事	塗装工事	1	式		
計					
撤去工事		1	式		
計					
建設廃材等処分費	建設廃材等処理費	1	式		
計					

## 直 接 工 事 費 細目別内訳

6

## 直 接 工 事 費 細目別内訳

7

## 直 接 工 事 費 細目別内訳

8

## 直 接 工 事 費 細目別内訳

9

## 直 接 工 事 費 細目別内訳

10

## 直 接 工 事 費 細目別内訳

11

